

至誠館大学稟議規程

(目的)

第1条 この規程は、理事長、副理事長、常務理事、法人本部長、学長及び大学事務局長の決裁を得なければならない事項(稟議事項)につき、その範囲並びに起案、申達、決裁などの手続を定める。

(稟議の方針)

第2条 稟議は文書をもって事前にこれを行い、迅速正確を旨とする。

(稟議の種類)

第3条 稟議は次の三つに区分する。

- (1) 特別稟議
- (2) 人事稟議
- (3) 一般稟議

(特別稟議事項)

第4条 特別稟議事項とは、法人運営の方針、計画及び実施に関する重要かつ基本的な次の事項をいう。

- (1) 寄附行為その他法人運営に関する重要事項
- (2) 全法人の施設及び大学の学部・学科、コースの変更、新設、廃止
- (3) 予算、決算及び長期に亘る借入金に関する事項
- (4) 重要な資産の取得、処分に関する事項
- (5) 授業料その他学費等の改定に関する事項
- (6) 学生募集、入学試験等に関する重要事項
- (7) 人事、給与、労務等に関する重要事項
- (8) 資金募集計画に関する重要事項
- (9) 有価証券その他資産の運用方法に関する事項
- (10) その他特に必要と認められる重要事項

(人事稟議事項)

第5条 人事稟議事項とは、次の事項をいう。

- (1) 職員の人事、給与、諸手当、退職金、年金並びに功労金等に関する事項
- (2) 職員の服務に関する事項
- (3) 職員の賞罰に関する事項
- (4) 職員の出張及び留学に関する事項
- (5) 職員の教育及び研修に関する事項
- (6) 職員の福利厚生に関する事項
- (7) 役員及び職員の慶弔に関する事項
- (8) その他人事に関する事項

(一般稟議事項)

第6条 一般稟議事項とは、次の事項をいう。

- (1) 資産の得喪、貸借及び編入に関する事項
 - (ア) 土地、建物等の貸借に関する事項
 - (イ) 施設、設備、機械、備品類等の取得、処分に関する事項
 - (ウ) 無体財産権の取得、処分に関する事項
 - (エ) 有価証券の取得、処分に関する事項
 - (オ) 資産の貸渡並びにこれに対する権利の設定に関する事項
 - (カ) 固定資産の編入、控除、移管及び評価替えに関する事項
 - (キ) 補償及び損害賠償に関する事項
 - (ク) 不良債権の整理に関する事項
- (2) 組織、職制に関する事項
 - (ア) 部、課、係等の新設、改廃に関する事項
 - (イ) 諸規程及び学則の制定、改廃に関する事項
 - (ウ) 各種制度及び業務執行基準の制定、改廃に関する事項
- (3) 渉外に関する事項
 - (ア) 官公庁に対する重要な申請、願出、届に関する事項
 - (イ) 研究交付金その他補助金に関する事項
 - (ウ) 重要な契約及び交渉に関する事項
 - (エ) 争訟に関する事項
 - (オ) 資金募集に関する事項
 - (カ) 重要な広報活動に関する事項
 - (キ) 寄附金の受入及び支出に関する事項
 - (ク) 団体等への入退金に関する事項
 - (ケ) 学生募集その他広告に関する重要な事項
 - (コ) 後援会に関する重要な事項
- (4) 学生に関する事項
 - (ア) 厚生補導に関する重要な事項
 - (イ) 奨学金の給貸費に関する重要な事項
 - (ウ) 授業料の減免、延納等に関する重要な事項
- (5) その他
 - (ア) 重要な行事、催物等に関する事項
 - (イ) 重要な通知、通達等に関する事項
 - (ウ) その他特に必要と認められた事項

(稟議者)

第7条 稟議者は、大学の教職員（ただし非常勤教職員を除く。）とし、稟議書を所属の長に提出する。

(共同稟議)

第8条 稟議事項が二以上の部局に亘る場合は、共同で稟議することができる。

(実質審査)

第9条 稟議事項は、所属の長がその内容を審査し、又は関係所属の長と合議したうえで、大学事務局長に提出する。

(形式審査)

第10条 大学事務局長は稟議事項及び稟議手続を審査し受理する。

(稟議の申達)

第11条 稟議の申達は、大学事務局長がこれを行う。

(稟議の決裁通知)

第12条 稟議が決裁になったときは、大学事務局長は主管部門の長に通知する。

(変更・取止)

第13条 決裁事項について重大な変更又は取止める必要が生じた場合、稟議者は速やかにその旨稟議して承認を得なければならない。

(処理報告)

第14条 稟議者は、決裁稟議事項中特に重要と認められるものについては、その処理状況(完了及び精算)を文書をもって報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成	5年	4月	1日	(制	定)
改正	平成	10年	12月	22日	(第1回改正)	
	平成	13年	4月	1日	(第2回改正)	
	平成	15年	4月	1日	(第3回改正)	
	平成	19年	4月	1日	(第4回改正)	
	平成	26年	4月	1日	(第5回改正)	
	平成	27年	4月	1日	(第6回改正)	
	平成	28年	6月	1日	(第7回改正)	
	平成	31年	4月	1日	(第8回改正)	